

## ふれあいの森について

### ～国有林における「協定締結による国民参加の森林づくり」～

#### 1 趣旨

林野庁では、自ら森林づくりを体験したい、森林づくりを通じて社会貢献をしたい、森林の役割を学ぶ森林教室を行いたいなどのニーズに応えるため、このような活動を行おうとする民間団体等が継続的に国有林を活用できるしくみを定め、協定締結による国民参加の森林づくりを推進しています。

このうち「ふれあいの森」タイプは、ボランティア団体などが自主的な植栽、保育、森林保護等の森林づくり活動を行う場として国有林を利用いただくものです。

#### 2 実施主体

民間団体 等

#### 3 主な要件等

- ・活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- ・森林管理署長等と実施主体との間で、目的、活動内容等に関する協定を締結。期間は5年以内とし更新可能。
- ・活動に要する経費は、実施主体が負担（国有林の使用は無償）。
- ・森林管理署長等は、活動計画の策定や実施に当たり助言、技術指導。
- ・実施主体は、立木竹の所有権等を有しない。